



香港：新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート(2020年5月11日時点)

執筆者：坂本 龍一

* 本紙は、2020年5月11日時点の情報に基づいて執筆しております。

香港における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の症例は累計 1048 件となり、死亡者は 4 名、退院者は 985 名となっております。本紙では現時点における香港への入国制限、集合制限およびいくつかの経済支援策について簡単に整理いたしました。

I. 入国制限

航空機で外国や他地域から来るすべての非香港居住者は、香港への入国を拒否され、また、香港国際空港でのすべての乗継ぎは停止されています。中国本土、マカオ、台湾から入境する非香港居住者は、過去 14 日間に外国や他地域に行った場合、香港への入国を拒否されます。なお、香港居住者・非居住者を問わず、過去 14 日間に外国や他地域から香港に到着した者は強制検疫の対象となります。

II. 集合制限

従前の厳しい集合制限措置は 2020 年 5 月 8 日付で一部緩和されました。これまで営業停止の対象となっていたバー、ゲームセンター、ジム、劇場、美容関連店舗、マッサージ店、麻雀店舗等は 8 日から営業再開が可能となりました。ただし、バーは音楽演奏やダンスパフォーマンスは禁止し、その他の施設についても十分な感染防止措置が求められています。他方で、サウナ、カラオケ、パーティールーム、ナイトクラブ等は 2020 年 5 月 21 日まで引き続き営業停止とされています。また、公共の場での 5 人以上の集合が従前禁止されていましたが、同制限の対象人数は 9 人以上に緩和されています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

III. 経済支援策

今般の COVID-19 の感染拡大による世界的な景気後退の影響を香港経済も受けているところ、香港政府はこれに対応するための様々な施策を発表しておりますが、本紙ではその中からいくつかをピックアップしてご紹介します。

(1) Pre-approved Principal Payment Holiday Scheme

COVID-19 の感染拡大で打撃を受けている中小企業の救済を目的とした融資元本返済繰延制度となります。シンジケートローン等を除く一定の中小企業向け融資について、条件(直近年商が 8 億香港ドル以下、30 日を超える借入金返済遅延がないこと等)を満たした場合は一定期間の融資元本の返済繰延を認める内容となっております。

(2) Special 100% Loan Guarantee under The SME Financing Guarantee Scheme

2019 年末時点で事業開始から 3 ヶ月以上が経過し、2020 年 2 月以降のいずれかの月の売上高が前年のいずれかの四半期の平均月商を 3 割以上下回っている企業が利用可能な香港政府保証付き借入制度となります。条件を満たす中小企業は、半年分の従業員給与と賃料の合計額相当を 200 万香港ドルを上限に、プライムレートから 2.5%低い金利で借入れを行うことができます。政府保証に係る保証料は無料で、最初の半年間は元本の返済を猶予することも可能とされております¹。

(3) 香港空港管理局による航空関連業界への支援策

香港国際空港を運営する香港空港管理局は COVID-19 の感染拡大で打撃を受けている地場航空会社 4 社から航空券 50 万枚を事前購入することにより、同 4 社への運転資金を供与するとのことです。買い取った航空券については、COVID-19 収束後に予定されている広報活動において世界の旅行者および香港居住者に配布する予定とされております。

IV. 今後の展望

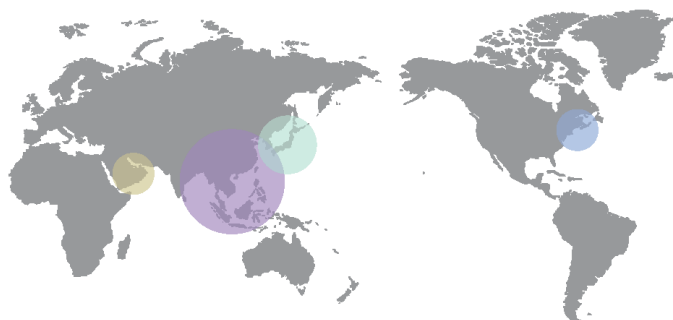
上記の入国制限の終了時期は現状未定であり、また、集合制限については 2020 年 5 月 21 日までの期限となっておりますが、さらに延長される可能性も排除できません。経済支援策についても、実際の支給までには予算成立や立法会における承認等のプロセスを経る必要があるものもあると考えられる他、今後も香港政府は新たな施策を打ち出すことが想定されますので、COVID-19 の感染状況と合わせて香港政府の対応についても引き続き注視していくことが重要と思われれます。

¹ 関連予算案の Finance Committee of the Legislative Council の通過を条件に、融資額上限を 400 万香港ドルに引き上げ、元本返済猶予も借入時から 12 ヶ月間に延長予定とのことです。



さかもと りゅういち
坂本 龍一

西村あさひ法律事務所 弁護士
r_sakamoto@jurists.co.jp



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。